



平成 24 年 12 月 12 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隅 宏昭
(コード番号：7834)
(TEL：03-3526-9970)

(追加) 株式会社 COSMO&Company による委任状勧誘の実施について

平成 24 年 12 月 10 日付「株式会社 COSMO&Company による委任状勧誘の実施について」にてお知らせしました株式会社 COSMO&Company (以下、「コスモ社」という。) による議決権の代理行使の勧誘 (以下、「本委任状勧誘」という。) について、当社の見解を下記の通りお知らせいたします。

なお、本書面は当社が現時点で認識し、入手している勧誘資料の中に、事実とそぐわない箇所がございましたため、株主、投資家その他のステークホルダーの皆様にご説明を必要があると判断しご報告するものでございます。

記

1. コスモ社による修正動議の内容

招集通知記載の決議事項議案「取締役 5 名選任の件」に関し、取締役候補者 5 名を入れ替え、次の 5 名とする。

① 会社提案による取締役候補者の氏名、生年月日及び略歴等

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
大隅宏昭 (昭和 32 年 12 月 29 日生)	昭和 56 年 4 月 都南金属工業株式会社入社 平成 5 年 4 月 マルマンゴルフ株式会社 (旧) 入社 平成 9 年 8 月 同社台湾支店長 平成 11 年 3 月 同社生産本部長 平成 13 年 5 月 マルマンゴルフ株式会社 (新) 代表取締役社長 平成 14 年 3 月 当社取締役 平成 14 年 12 月 当社代表取締役社長 平成 18 年 12 月 当社代表取締役副会長 平成 19 年 12 月 当社代表取締役社長 平成 20 年 12 月 当社代表取締役副社長 平成 21 年 3 月 当社代表取締役社長 (現任)

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">早間 央 (昭和 43 年 5 月 21 日生)</p>	<p>平成 16 年 7 月 有限会社 S U A 取締役 平成 17 年 7 月 吉見建設株式会社取締役 平成 19 年 4 月 ミネルヴァ債権回収株式会社社外取締役 平成 21 年 2 月 ダイキサウンド株式会社 (現株式会社フォンツ・ホールディングス) 執行役員経営企画部長 平成 21 年 5 月 同社取締役管理部長 平成 21 年 11 月 同社取締役副社長 平成 22 年 12 月 当社社外監査役 平成 23 年 12 月 当社取締役 平成 24 年 1 月 当社取締役副社長 (現任) 平成 24 年 5 月 合同会社西山荘 C. C. マネジメント職務執行者 (現任)</p>
<p style="text-align: center;">南 雅修 (昭和 35 年 12 月 26 日生)</p>	<p>昭和 58 年 4 月 マルマンゴルフ株式会社 (旧) 入社 平成 13 年 5 月 マルマンゴルフ株式会社 (新) 開発部課長 平成 14 年 3 月 当社開発部課長 平成 18 年 9 月 当社研究開発部部长 平成 19 年 10 月 当社製造部部长 平成 22 年 4 月 当社業務部部长 平成 22 年 12 月 当社取締役業務部部长 平成 24 年 1 月 当社専務取締役製造開発本部部长 (現任)</p>
<p style="text-align: center;">田中克明 (昭和 51 年 12 月 17 日生)</p>	<p>平成 17 年 3 月 弁護士法人 I T J 法律事務所入所 平成 22 年 2 月 株式会社ヒューマン・ディベロップメント・リポート取締役 平成 23 年 12 月 当社取締役 平成 24 年 1 月 当社常務取締役営業本部部长 (現任)</p>
<p style="text-align: center;">戸田 泉 (昭和 42 年 6 月 22 日生)</p>	<p>平成 12 年 10 月 弁護士登録 平成 16 年 12 月 弁護士法人 I T J 法律事務所開設 (現任) 平成 23 年 12 月 当社社外取締役 (現任)</p>

② コスモ社の修正動議による取締役候補者の氏名、生年月日及び略歴等

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>出山 泰弘 (昭和 35 年 6 月 5 日)</p>	<p>昭和 59 年 4 月 株式会社マルマン (旧) 入社 平成 8 年 7 月 マルマンゴルフ株式会社 (旧) 前橋支店支店長 平成 13 年 5 月 マルマンゴルフ株式会社 (旧) 東京第 5 支店支店長 平成 14 年 3 月 当社企画部商品企画課課長 平成 17 年 7 月 当社東京第 5 支店支店長 平成 19 年 7 月 当社執行役員営業推進部長 平成 19 年 12 月 当社取締役 マルマンゴルフ株式会社代表取締役 平成 21 年 4 月 当社営業本部部長 平成 22 年 1 月 当社東日本営業統括部部長 平成 24 年 5 月 当社営業開発部部長 (現任)</p>
<p>筋野 秀樹 (昭和 30 年 9 月 9 日)</p>	<p>昭和 55 年 4 月 マルマンゴルフ株式会社 (旧) 入社 平成 7 年 4 月 同社商品設計課課長 平成 17 年 7 月 当社台湾開発部部長 平成 20 年 8 月 当社開発部部長 (現任)</p>
<p>中村 修 (昭和 32 年 7 月 19 日)</p>	<p>昭和 56 年 4 月 マルマンゴルフ株式会社 (旧) 入社 平成 13 年 5 月 マルマンゴルフ株式会社 (旧) 企画部課長 平成 14 年 3 月 当社管理部課長 平成 16 年 9 月 当社内部監査室室長 平成 18 年 5 月 当社財務経理部課長 平成 19 年 9 月 当社経営管理部部長 (現任)</p>
<p>許 京秀 (昭和 32 年 1 月 1 日生)</p>	<p>昭和 56 年 1 月 株式会社 L G 商事入社 平成 7 年 1 月 L G 電子株式会社取締役 平成 9 年 12 月 株式会社コスモ産業代表取締役 平成 15 年 3 月 株式会社マルマンコア代表取締役 (現任) 平成 16 年 1 月 株式会社コスモ&カンパニー代表取締役会長 (現任) 平成 16 年 2 月 株式会社コスモ化学取締役 (現任) 平成 22 年 10 月 コスモ新素材株式会社取締役 (現任) 平成 23 年 12 月 当社社外取締役 (現任)</p>
<p>盧 康九 (昭和 33 年 6 月 25 日生)</p>	<p>平成 元年 2 月 L G 電子株式会社入社 平成 15 年 4 月 同社 O E M 営業部部長 平成 23 年 3 月 株式会社 COSMO & Company 代表取締役 (現任) 平成 23 年 3 月 株式会社 COSMO T 代表取締役 (現任) 平成 23 年 12 月 当社社外取締役 (現任)</p>

2. コスモ社の修正動議の理由

現在、マルマン株式会社（以下、「マルマン」という）においては、平成24年9月期決算において当期純利益が赤字に転落するなど、業績の悪化による事業の立て直しが急務となっています。

このような状況に陥った根本的な理由は、現在の業務執行取締役の経営姿勢及びマルマンの事業に対する理解不足にあると言わざるを得ません。

すなわち、例えば、①販売ルートが異なるにもかかわらず国内ゴルフ事業及び健康食品事業の営業機能を統合したこと。②広告の委託先を従来のゴルフ事業に精通した事業者から、そうではなく、一部の業務執行取締役との関係が推測される事業者に変更したこと。③新・西山荘カントリー倶楽部の支配人を更迭し、ゴルフ場運営の素人である早間央取締役副社長を支配人に選任したこと。④マルマン 코리아 が、マルマンの売上高の約3分の1を占める海外売上高の約8割を占めていることからすると、マルマンの企業価値に極めて深刻な悪影響を及ぼすことは明らかであること。

以上がコスモ社の委任状勧誘に記載されております修正動議提出理由の一部内容でございます。

3. コスモ社の修正動議提出理由に対する当社の見解

①販売ルートが異なるにもかかわらず国内ゴルフ事業及び健康食品事業の営業機能を統合したこと。

<当社見解>

組織上、両ルートの営業部は独立しており、ゴルフ事業及び健康食品事業の営業担当者は別々であります。従って営業機能を統合したという認識はございません。

②広告の委託先を従来のゴルフ事業に精通した事業者から、そうではなく、一部の業務執行取締役との関係が推測される事業者に変更したこと。

<当社見解>

当社の主要広告委託先は業界大手の広告会社グループの傘下にあり、他のゴルフメーカーの広告の委託も請け、ゴルフ事業に精通している業者との認識でございます。当社としては、限られた広告費を有効に使用するため、広告費の費用対効果の高い業者を選定しております。

③新・西山荘カントリー倶楽部の支配人を更迭し、ゴルフ場運営の素人である早間央取締役副社長を新たな支配人に選任したこと。

<当社見解>

当社取締役副社長早間央が、支配人に選任された事実はございません。また、会社として当社の取締役を新・西山荘カントリー倶楽部の支配人職に選任する予定もございません。

以上が当社の見解でございます。

また、上記の他にも、本委任状勧誘に関する説明資料の中で、事実とそぐわない内容あるいは誤解を招くような表現がございますので、下記のとおりお知らせいたします。

「マルマン코리아が、マルマンの売上高の約3分の1を占める海外売上高の約8割を占めている」との表記ありますが、当社海外売上高は、2012年度9月決算において全体の約31%であります。また、当期、海外売上高に占めるマルマン코리아への売上高は約55%であり、前年度（2011年9月期）との金額対比では、約10%減少しております。

その他、特定の株主の「推薦」「派遣」により当社の取締役が決定しているよう読み取れる箇所が多くありますが、当社の役員はすべて規定の取締役会での手続きと株主総会の承認を得て就任しております。

4. 当社見解のまとめ

今般のコスモ社による委任状勧誘の実施は、誤った事実が記載された資料による委任状勧誘であり、当該勧誘により当社経営が混乱し、当社の企業価値・株主利益に多大な悪影響が生じる可能性があるものと考えております。

なお、当社の第13回定時株主総会招集通知にてお知らせしましたとおり、会社より提案させていただきました役員構成は、変動する業界、市場に対応できるよう、意思疎通と連携を第一とする体制となっております。当社事業の更なる成長・発展を実現し、当社企業価値・株主利益をより一層向上させることにより、株主の皆様の期待に応えていく所存でございます。

以上

本書面は、コスモ社の修正動議に対する当社の考え方を一般的に公表するための文書であり、株主の皆様に対し、当社の定時株主総会における当社提案議案につき、当社または第三者にその議決権の行使を代理させることを勧誘するものではなく、また、そのような内容のものと解釈されるべきものではありません。